

## 雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、 合理的配慮の提供が義務となりました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

### <改正のポイント>

#### 雇用の分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されました。

##### <募集・採用時の差別の例>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

##### <採用後の差別の例>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

#### 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となりました。

##### <募集・採用時の合理的配慮の例>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

##### <採用後の合理的配慮の例>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

#### 相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となりました。

障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となりました。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料（障害者差別禁止指針、合理的配慮指針、解釈通知、Q & A、合理的配慮指針事例集など）を掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougai/shakoyou/shougai\\_sha\\_h25/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai/shakoyou/shougai_sha_h25/index.html)

#### 【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部 職業対策課 障害者雇用担当

電話：043-221-4392 F A X：043-202-5141